

## 船橋市地域保健推進協議会母子保健部会設置要綱

### (設置)

第1条 船橋市地域保健推進協議会条例（平成14年船橋市条例第51号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、母子保健部会（以下「部会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 部会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 母子保健計画に関する事項を調査し、及び検討すること。
- (2) 母子保健事業に関する事項を調査し、及び検討すること。
- (3) その他必要な事項を調査し、及び検討すること。

### (組織)

第3条 部会は、協議会の委員及び条例第3条第2項の規定により置く専門委員20人以上をもって組織する。

### (意見聴取)

第4条 部会において必要があると認めるときは、母子保健に関する専門家若しくは関係者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

### (任期)

第5条 部会に属する協議会の委員（以下「部会委員」という。）の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 部会委員は、再任されることができる。
- 3 部会に属する協議会の専門委員（以下「部会専門委員」という。）は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

### (部会長及び副部会長)

第6条 部会に部会長及び副部会長1人を置き、部会長は、部会委員のうちから協議会の委員長が指名し、副部会長は、部会委員及び部会専門委員の互選によりこれを定める。

- 2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐する。
- 4 部会長に事故があるときは、部会委員及び部会専門委員のうちから部会長があらかじめ指名するものが、その職務を代理する。

### (専門部会)

第7条 部会は、第2条各号に定める事項を調査し、及び検討するため必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、部会委員及び部会専門委員のうちから部会長が指名する者をもって組織する。

(会議)

第8条 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

2 部会は、部会委員及び部会専門委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 部会の議事は、出席した部会委員及び部会専門委員の過半数で決し、可否同数の時は部会長の決するところによる。

(報告)

第9条 調査及び検討の結果等は、協議会に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 部会の庶務は、保健所地域保健課において処理する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年1月15日から施行する。